

## 神戸市児童福祉法施行細則の一部改正（案）の概要

神戸市児童福祉法施行細則第 22 条に規定する児童入所施設等に関する徴収金（以下「徴収金」といいます。）に係る階層区分は、市町村民税及び所得税の課税状況により認定しています。国庫負担金に係る国の通知において、階層区分の認定方法の変更等が行われたため、これに沿った見直しを行います。

### 1. 改正内容

#### (1) 階層区分の認定方法の変更

これまで市町村民税及び所得税の課税状況により階層区分を認定していたものを、市町村民税のみで認定するよう変更します。

#### (2) 階層区分数の変更

神戸市ではこれまで 25 階層を設けていましたが、国の階層区分と合わせ、18 階層に変更し、合わせて徴収金の金額も変更します。（別紙参照）

#### (3) 年少扶養控除のみなし適用の廃止

平成 22 年税制改正の経過措置として、税法上廃止された年少扶養控除が適用されたものとして算定（以下「みなし適用」といいます。）していましたが、国の通知に従い廃止することとします。

なお、令和 5 年 7 月 1 日以前の入所児童（者）についてはみなし適用の廃止に伴う不利益が生じることがないように 5 年間の経過措置を設けることといたします。

ただし、障害児施設に関しては国の通知に基づき、みなし適用を継続します。

#### (4) その他の改正

その他の改正点については以下のとおりです。

- ・様式第 9 号の申込者の押印の箇所を署名又は記名押印に変更
- ・様式第 9 号の世帯員の課税調査欄の押印箇所を署名に変更
- ・様式第 10 号の申込者の押印の箇所を署名又は記名押印に変更
- ・用語の整理等形式的な変更

### 2. 施行年月日

上記による改正後の規則に基づく徴収金は、令和 5 年 7 月 1 日から施行予定です。

児童養護施設等「徴収金」基準の見直し内容

市基準（現行）				
所得階層			入所施設	
階層区分	算定基礎	内容	徴収金（月額）	徴収金（月額）
A	—	生活保護	0円	0円
B	市民税	非課税	0円	0円
C1		均等割のみ	2,300円	1,100円
C2		所得割あり	3,300円	1,700円
D1-1	所得税額	8,400円以下	4,500円	2,300円
D1-2		12,000円以下	4,500円	2,700円
D1-3		15,000円以下	5,000円	2,800円
D2-1		20,000円以下	6,800円	3,400円
D2-2		30,000円以下	7,100円	3,900円
D2-3		40,000円以下	7,800円	4,100円
D3-1		55,000円以下	9,400円	4,700円
D3-2		70,000円以下	10,400円	5,400円
D4-1		101,000円以下	14,500円	7,300円
D4-2		183,000円以下	14,700円	8,100円
D5-1		283,000円以下	20,600円	10,300円
D5-2		403,000円以下	20,600円	10,800円
D6		703,000円以下	27,100円	13,600円
D7		1,078,000円以下	34,400円	17,200円
D8	1,632,000円以下	42,500円	21,300円	
D9	2,303,000円以下	51,500円	25,700円	
D10	3,117,000円以下	61,300円	30,600円	
D11	4,173,000円以下	71,900円	36,000円	
D12	5,334,000円以下	83,300円	41,700円	
D13	6,674,000円以下	95,600円	47,800円	
D14	6,674,001円以上	100,000円	50,000円	

市基準（改正案）				
所得階層			入所施設	
階層区分	算定基礎	内容	徴収金（月額）	徴収金（月額）
A	—	生活保護	0円	0円
B	市民税	非課税	0円	0円
C		均等割のみ	2,300円	1,100円
D1		9,000円以下	3,300円	1,700円
D2	市民税 所得割額	27,000円以下	4,500円	2,300円
D3		57,000円以下	6,800円	3,400円
D4		93,000円以下	9,400円	4,700円
D5		177,300円以下	14,500円	7,300円
D6		258,100円以下	20,600円	10,300円
D7		348,100円以下	27,100円	13,600円
D8		456,100円以下	34,400円	17,200円
D9		583,200円以下	42,500円	21,300円
D10		704,000円以下	51,500円	25,700円
D11		852,000円以下	61,300円	30,600円
D12		1,044,000円以下	71,900円	36,000円
D13		1,225,500円以下	83,300円	41,700円
D14		1,426,500円以下	95,600円	47,800円
D15		1,426,501円以上	100,000円	50,000円

参考：国基準				
所得階層			入所施設	
階層区分	算定基礎	内容	徴収金（月額）	徴収金（月額）
A	—	生活保護	0円	0円
B	市民税	非課税	2,200円	1,100円
C		均等割のみ	4,500円	2,200円
D1		9,000円以下	6,600円	3,300円
D2	市民税 所得割額	27,000円以下	9,000円	4,500円
D3		57,000円以下	13,500円	6,700円
D4		93,000円以下	18,700円	9,300円
D5		177,300円以下	29,000円	14,500円
D6		258,100円以下	41,200円	20,600円
D7		348,100円以下	54,200円	27,100円
D8		456,100円以下	68,700円	34,300円
D9		583,200円以下	85,000円	42,500円
D10		704,000円以下	102,900円	51,400円
D11		852,000円以下	122,500円	61,200円
D12		1,044,000円以下	143,800円	71,900円
D13		1,225,500円以下	166,600円	83,300円
D14		1,426,500円以下	191,200円	95,600円
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収

障害児施設「徴収金」基準の見直し内容

市基準（現行）				
所得階層			入所施設	
階層区分	算定基礎	内容	徴収金（月額）	徴収金（月額）
A	—	生活保護	0円	0円
B	市民税	非課税	0円	0円
C1		均等割のみ	2,300円	1,100円
C2		所得割あり	3,300円	1,700円
D1-1	所得税額	8,400円以下	4,500円	2,300円
D1-2		12,000円以下	4,500円	2,700円
D1-3		15,000円以下	5,000円	2,800円
D2-1		20,000円以下	6,800円	3,400円
D2-2		30,000円以下	7,100円	3,900円
D2-3		40,000円以下	7,800円	4,100円
D3-1		55,000円以下	9,400円	4,700円
D3-2		70,000円以下	10,400円	5,400円
D4-1		101,000円以下	14,500円	7,300円
D4-2		183,000円以下	14,700円	8,100円
D5-1		283,000円以下	20,600円	10,300円
D5-2		403,000円以下	20,600円	10,800円
D6		703,000円以下	27,100円	13,600円
D7		1,078,000円以下	34,400円	17,200円
D8	1,632,000円以下	42,500円	21,300円	
D9	2,303,000円以下	51,500円	25,700円	
D10	3,117,000円以下	61,300円	30,600円	
D11	4,173,000円以下	71,900円	36,000円	
D12	5,334,000円以下	83,300円	41,700円	
D13	6,674,000円以下	95,600円	47,800円	
D14	6,674,001円以上	100,000円	50,000円	

市基準（改正案）				
所得階層			入所施設	
階層区分	算定基礎	内容	徴収金（月額）	徴収金（月額）
A	—	生活保護	0円	0円
B	市民税	非課税	0円	0円
C		均等割のみ	2,300円	1,100円
D1		12,000円以下	3,300円	1,600円
D2	市民税 所得割額	30,000円以下	4,500円	2,200円
D3		60,000円以下	6,800円	3,300円
D4		96,000円以下	9,400円	4,600円
D5		189,000円以下	14,500円	7,200円
D6		277,000円以下	20,600円	10,300円
D7		348,000円以下	27,100円	13,500円
D8		465,000円以下	34,400円	17,100円
D9		594,000円以下	42,500円	21,200円
D10		716,000円以下	51,500円	25,700円
D11		864,000円以下	61,300円	30,600円
D12		1,056,000円以下	71,900円	35,900円
D13		1,238,000円以下	83,300円	41,600円
D14		1,439,000円以下	95,600円	47,800円
D15		1,439,001円以上	100,000円	50,000円

参考：国基準				
所得階層			入所施設	
階層区分	算定基礎	内容	徴収金（月額）	徴収金（月額）
A	—	生活保護	0円	0円
B	市民税	非課税	2,200円	0円
C		均等割のみ	4,500円	1,100円
D1		12,000円以下	6,600円	1,600円
D2	市民税 所得割額	30,000円以下	9,000円	2,200円
D3		60,000円以下	13,500円	3,300円
D4		96,000円以下	18,700円	4,600円
D5		189,000円以下	29,000円	7,200円
D6		277,000円以下	41,200円	10,300円
D7		348,000円以下	54,200円	13,500円
D8		465,000円以下	68,700円	17,100円
D9		594,000円以下	85,000円	21,200円
D10		716,000円以下	102,900円	25,700円
D11		864,000円以下	122,500円	30,600円
D12		1,056,000円以下	143,800円	35,900円
D13		1,238,000円以下	166,600円	41,600円
D14		1,439,000円以下	191,200円	47,800円
D15		1,439,001円以上	全額徴収	障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費基準額